

5 千葉県市町村合併推進要綱

千葉県市町村合併推進要綱

平成 12 年 12 月

第 1 要綱の趣旨

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことにより、地方分権は実行の段階を迎えている。

住民に最も身近で総合的な行政主体である市町村は、厳しい財政状況が続く中、住民の日常生活圏の拡大や広域的な行政課題に対応するとともに、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の強化や住民に身近な行政サービスの維持向上が求められている。

国においては、市町村合併の一層の推進に向け、市町村合併特例法を改正するなど様々な支援措置を講じるとともに、平成 11 年 8 月には「市町村の合併の推進についての指針」を策定し、各都道府県に対し、「市町村の合併の推進についての要綱」を策定するよう要請している。

これらの状況を踏まえ、千葉県においては、学識経験者で構成される「千葉県広域行政研究会」を通じた調査研究や市町村関係者の意向把握など、様々な角度から市町村合併について検討を重ねてきたところである。

市町村合併は、住民の日常生活や地域の将来に多大な影響を及ぼす問題であり、市町村やその住民が地域の将来像を描きながら、自主的かつ主体的に取り組むことが重要である。

また、市町村合併は千葉県の将来と密接に関連するものであり、県としても市町村並びに県民に働きかけ、気運を醸成するとともに、自主的な市町村合併に向けた取組を積極的に支援していくことが必要であると考えている。

本要綱は、千葉県における合併気運の醸成と新しい地域づくりに向け、市町村合併に対する基本的考え方や取組方策等を明らかにすることに加え、市町村の関係者や地域住民が市町村合併を検討や論議する上での参考や目安となるものとしてとりまとめるものである。

今後、本要綱を参考に、それぞれの地域において、自らの地域の将来や未来のまちづくりを見据え、市町村合併への取組や論議が進むことを期待する。

第 2 市町村合併を考える背景

現在の本県の市町村区域は、概ね昭和 30 年代から 40 年代にかけて形成されたものである。その後、社会経済環境や人々の生活は大きく変化してきている。

また、市町村や県を取り巻く環境も大きく変化しており、その変化に対応し、活力ある自立的な地域を形成するための一つの方策として、市町村合併が論議されている。

以下に、時代の潮流から見た市町村合併を考える背景を整理する。

1. 市町村行政の広域的対応の必要性

交通網等の各種社会基盤の整備や、住民のライフスタイル・価値観の変化、あるいは広域的な行政課題の増加などに伴い、市町村行政は、これまで以上に広域的な対応が求められている。

(1) 住民の生活圏の拡大

住民の日常生活は、居住している市町村の区域を越えて拡大している。

居住している市町村で従業・通学している住民の比率は年々低下しており、平成 7 年には、

半数を下回っている。

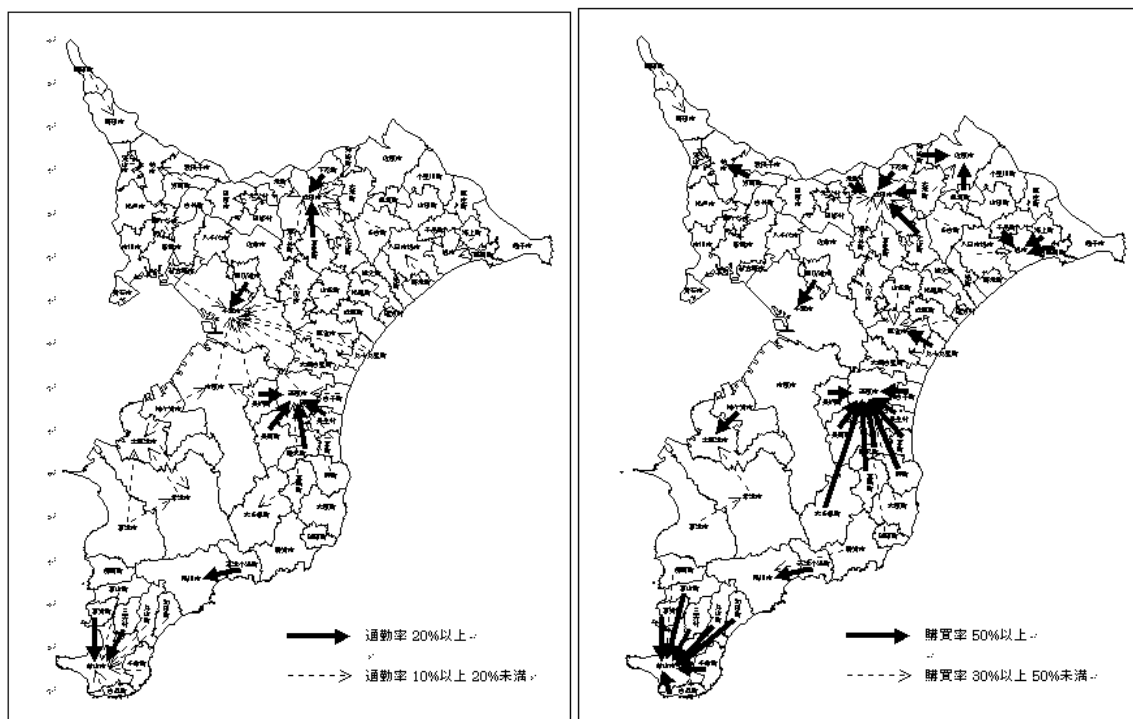
県内の通勤や購買活動の状況を見ると、広域的な結びつきの強い地域も見られる。

また、本県には市街地が連たんしている地域が多く、公共交通機関も発達しているため、居住市町村とは異なる市町村にある鉄道駅を利用し、県内外へ移動するなど、日常的に近隣市町村を通過している住民も多い。

図表 2-1 常住地における従業者・通学者の経年変化(県内市町村)

区分	国勢調査年	昭和 35 年 (1960 年)	昭和 40 年 (1965 年)	昭和 50 年 (1975 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 7 年 (1995 年)
就業者・通学者総数 (15 歳以上)		1,219,570 人	1,500,298 人	2,135,794 人	2,416,727 人	3,444,644 人
うち、常住している 市町村で従業・通学 している住民の割合		78.3%	69.1%	57.7%	52.2%	42.4%

資料 国勢調査報告(各年)



図表 2-2 市町村間の通勤率の状況
通勤率:ある市町村の総就業者に占める
各市町村への通勤者比率
資料 平成 7 年国勢調査

図表 2-3 市町村間の購買率の状況
購買率:ある市町村の購買行動者に占める
各市町村への購買者比率
資料 千葉県商圏調査報告(平成 10 年)衣料品に着目した分類

(2) 単独の市町村では対応困難な行政課題の増加

市町村に期待される行政サービスの質・量は、大きく変化している。

特に近年、廃棄物処理や自然環境の保全などの環境問題や介護保険制度など、規模の小さな市町村では対応が困難となるおそれのある行政課題が増加している。

また、本県においては、複数の市町村が関係するプロジェクトや、観光等産業振興の面で広域的な取組が望まれる地域などがあり、広域的な視点からのまちづくりが求められている。

2. 少子・高齢化の進展

今後、総人口の減少及び少子・高齢化の一層の進展が見込まれている。

千葉県長期ビジョン(平成 11 年 2 月)においては、平成 32 年頃をピークに本県の人口は減少に転じることが想定されており、その時点では、全人口のほぼ 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっている。

一方、15 歳未満の年少人口の比率は低下している。

このように、少子・高齢化が進展すると、労働力人口の減少等が見込まれ、地域活力の低下が懸念されるとともに、医療、福祉サービスなどの面で財政需要の増大が予想される。

このため、それに対応するための財政基盤の充実や政策立案能力の向上が市町村に求められている。

図表 2-4 千葉県の将来人口と世代別人口の推移予測

区分		平成 7 年 (1995 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
総人口	全国	1 億 2,557 万人	1 億 2,413 万人	1 億 2,091 万人
	千葉県	580 万人	668 万人	665 万人
年少人口比率 (15 歳未満)	全国	16.0%	13.7%	13.1%
	千葉県	15.9%	13.0%	12.2%
生産年齢人口比率 (15 歳以上 65 歳未満)	全国	69.5%	59.5%	59.5%
	千葉県	72.9%	61.1%	61.0%
老年人口比率 (65 歳以上)	全国	14.6%	26.9%	27.4%
	千葉県	11.2%	25.9%	26.8%

資料 全国人口 国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成 9 年)
千葉県長期ビジョン推計値(平成 11 年 2 月)

3. 住民ニーズの高度化・多様化と地方分権社会の到来

社会経済環境の変化に伴い、環境問題への総合的な対応、保健福祉サービスの安定的な供給、バリアフリーのまちづくりなど、市町村に対する住民ニーズは、高度化・多様化している。

このような中で、地方分権社会の到来により、市町村は、自己決定・自己責任の原則の下、その役割を果たすことが求められることとなり、住民参加のもと、より一層の創意工夫による自立した地域経営が求められている。

このため、市町村においては、住民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するとともに、より高度な政策立案とその実行が可能となる行政体制の整備が必要となっている。

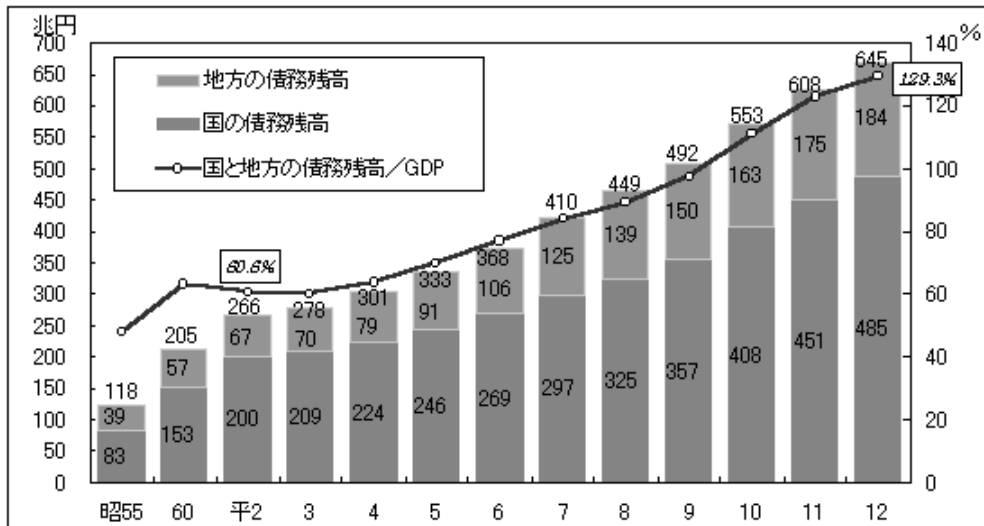
4. 国・地方を通じた財政の著しい悪化

歳入の大幅な増加が難しい中、国・地方を合わせた長期債務残高は平成 12 年度末で 645 兆円にのぼることが見込まれている。

県内市町村の地方債現在高も増加してきており、この返済が今後、市町村財政の大きな負担となってくる。

本県の市町村は全国的に見ると財政力の強い団体が多いが、小規模な市町村ほど、国からの依存財源である地方交付税が財源の中で大きな比率を占めている。

地方交付税制度をはじめ地方行財政の枠組みが従来の制度の枠組みから大きく変化していく可能性もあり、今後基幹的な行政サービスの提供に支障がないように行財政基盤を強化することが求められている。



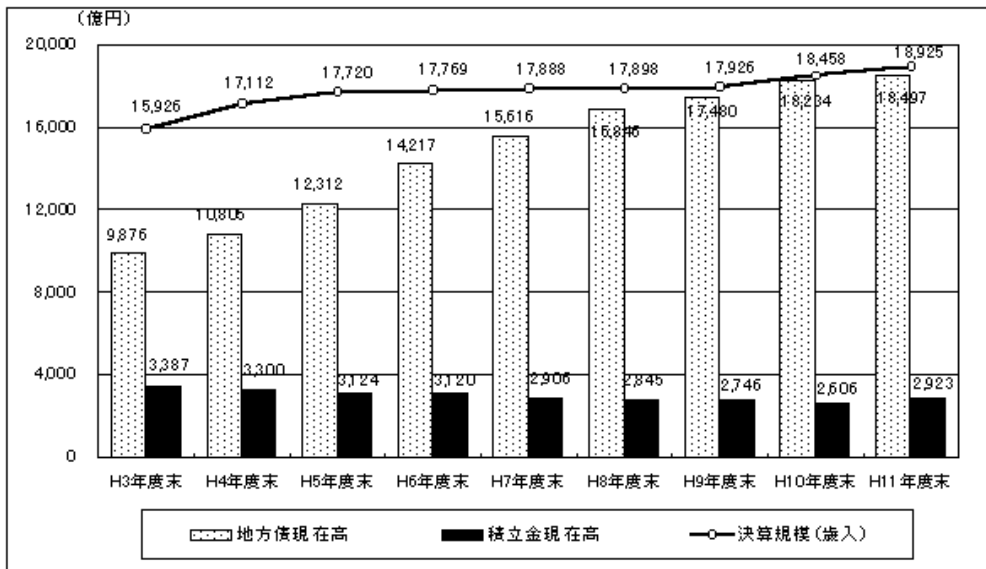
図表 2-5 国と地方財政の長期債務残高の推移

昭和 55 年度から平成 10 年度については決算数値、平成 11 年度は国の 2 次補正後の数値、平成 12 年度は予算数値である。

GDP(国内総生産):一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額。平成 2 年及び 12 年のみ 68SNA による GDP 比を記載。

債務残高:数値は概数である。また合計値は国と地方の重複分を除外しているため、国と地方の債務残高をそれぞれ加算した額とは一致しない。

資料 大蔵省資料により千葉県作成。



図表 2-6 県内市町村の地方債現在高・積立金現在高及び歳入決算額の推移(普通会計)

地方債:地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

積立金:年度による財源の変動に備えるなど計画的な財政運営を図るため、歳出の規模又は税收等の歳入の余裕の程度 に応じ積み立てるもの。

決算規模(歳入):一会計年度における一切の収入の確定的な金額。

資料 「市町村財政の状況」(千葉県編)等から千葉県作成。

第3 市町村合併の意義

1. 市町村数の変遷

明治22年4月に施行された市制・町村制の実施体制の確立を図るため大規模な合併(明治の大合併)が進められ、市町村数は全国で約5分の1、千葉県でも約7分の1に減少した。

第2次世界大戦後、地方自治の確立と地方公共団体の強化が日本の民主化に必要とされ、中学校の設置、社会福祉、保健衛生関係等の事務が、市町村の新しい事務として加えられた。

こうした事務を円滑に行うため、市町村合併が全国的に進んだ。

さらに昭和28年に施行された町村合併促進法等によって合併の動きは急速に進み(昭和の大合併)、本県においても、昭和28年10月の284市町村が、昭和31年9月には105市町村となった。

昭和の大合併の後、高度経済成長期において、市原市(昭和42年10月)、君津市(昭和45年9月)、富津市(昭和46年4月)等において、工業開発や都市化の進展、交通の発達による生活圏の拡大などを背景とした合併が行われた。

昭和47年5月1日に茂原市と本納町で合併が行われ、現在の80市町村の体制となって以降、本県においては、市町村合併は行われていない。

なお、単独での市制施行が行われたことにより、市町村数は平成12年11月現在、31市44町5村となっている。

図表3-1 市町村数の変遷

年月	千葉県				全国	備考
	市	町	村	計		
明治21年	-	66	2,391	2,457	71,314	
明治22年	-	42	313	355	15,859	市制町村制施行(明22.4.1)
昭和22年	7	81	226	314	10,505	地方自治法施行(昭22.5.3)
昭和28年10月	10	76	198	284	9,868	町村合併促進法施行(昭28.10.1)
昭和31年9月	17	71	17	105	3,975	町村合併促進法失効(昭31.9.30)
昭和40年4月	19	65	10	94	3,392	合併特例法施行(昭40.3.29)
昭和60年4月	28	47	5	80	3,253	合併特例法一部改正(昭60.4.1)
平成12年11月	31	44	5	80	3,229	

資料 千葉県市町村合併史等を基に千葉県作成

2. 県内市町村の現況

(1) 市町村の人口、面積

県内の市町村数80は、全国で14番目に多くなっている。

県内市町村の平均人口と面積を全国平均と比較すると、市及び町村ともに、人口規模は比較的大きいと言することができる。

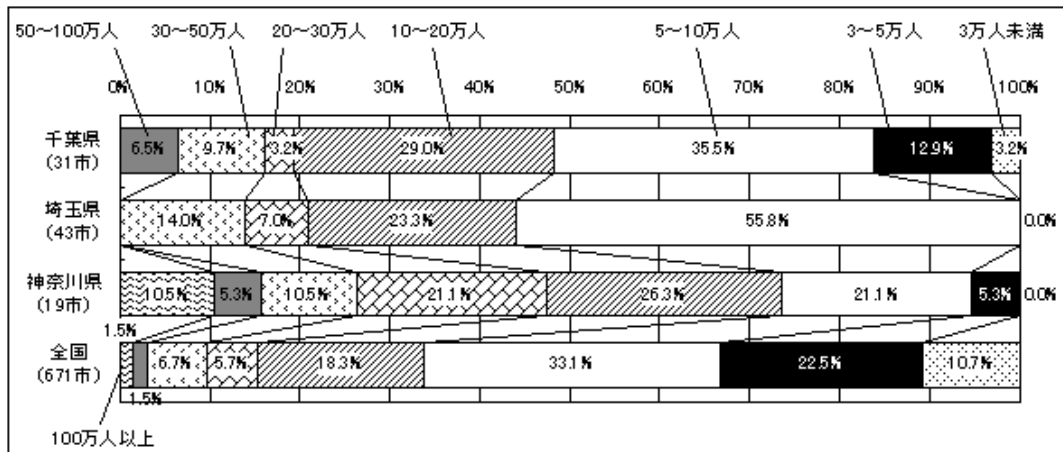
一方、面積は総じて小さくなっており、大都市圏としての特色があらわれている。

図表3-2 県内市町村の人口・面積の状況

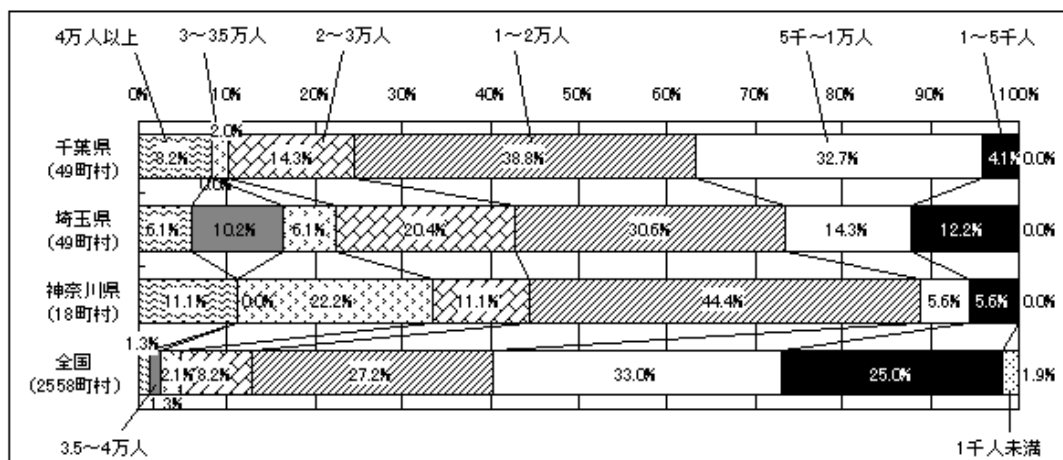
区分	千葉県	全国
1市当たりの平均人口(人)	165,668	135,150
1町村当たりの平均人口(人)	15,458	10,737
1市当たりの平均面積(k㎡)	103.61	157.04
1町村当たりの平均面積(k㎡)	39.67	103.92

資料 全国市町村要覧平成12年版

しかし、首都圏の他県と比較すると、市部に関しては人口5万人未満の市の比率が高く、また町村部に関しては全般的に人口規模の小さい町村の占める比率が高くなっている。



図表 3-3 首都圏の県における市の人口段階別状況
資料 市数 平成 12 年 7 月 1 日現在 人口 平成 12 年 3 月 31 日住民基本台帳人口



図表 3-4 首都圏の県における町村の人口段階別状況
資料 町村数 平成 12 年 7 月 1 日現在 人口 平成 12 年 3 月 31 日住民基本台帳人口

(2) 市町村の行財政の現況

県内市町村は、行財政に係る指標を比較すると、規模の大きな市町村と小さな市町村の差が顕著となっている。

財政力指数では、全国的にみると相対的に高い指数を示しているが、0.5 を下回る市町村が 33 にのぼり、財政基盤の充実強化が課題となっている市町村も少なくない。

図表 3-5 人口段階別財政力指数の状況(平成 9～11 年度平均。県内市町村)

人口規模	市町村数	平均(単純平均)	財政力指数別県内市町村数						
			0.400未満	0.400～0.500	0.500～0.600	0.600～0.700	0.700～0.800	0.800～1.00	1.000以上
人口 20 万人以上	6	1.023	0	0	0	0	0	3	3
10 万～20 万人	9	0.929	0	0	0	0	1	7	1
5 万～10 万人	12	0.888	0	0	1	3	1	4	3
3 万～5 万人	8	0.585	0	2	4	0	2	0	0
2 万～3 万人	8	0.520	0	3	4	1	0	0	0
1 万～2 万人	19	0.444	7	5	7	0	0	0	0
1 万人未満	18	0.367	12	4	1	1	0	0	0

財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の 3 年間の平均値である。財政力指数が 1.0 以上の団体は、普通交付税が交付されない財政力の強い団体である。

人口 住民基本台帳人口(平成 12 年 7 月 31 日現在)財政力指数:平成 9～11 年度平均

人口 1 人当たりの歳出総額の状況を見ると、人口規模の小さな市町村ほど平均歳出額が大きい傾向が見られる。

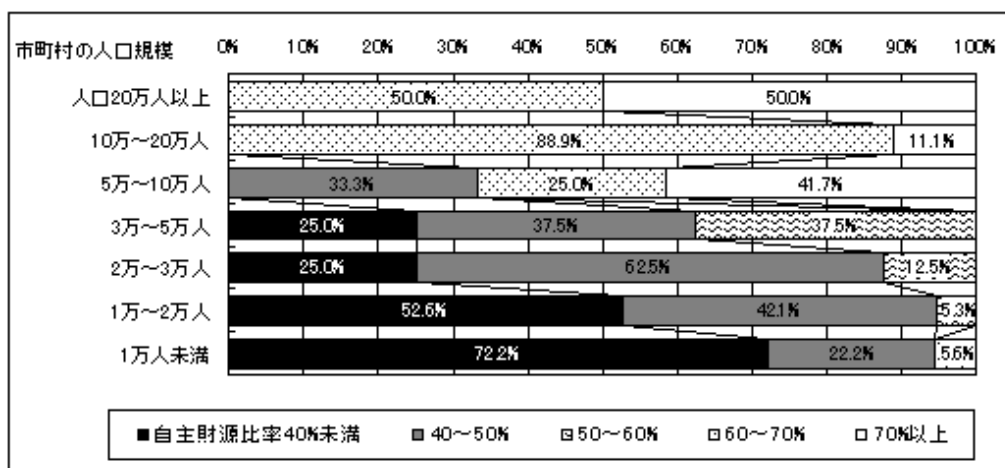
特に、人口1万人未満と人口1万人以上では、人口1人当たり10万円ほどの開きがあり、人口10万人以上とでは20万円ほどの開きがある。

図表 3-6 人口段階別人口一人当たり歳出総額(平成11年度決算。県内市町村)

人口規模	市町村数	平均	人口一人当たり歳出総額別県内市町村数				
			30万円未満	30～35万円	35～40万円	40～45万円	45万円以上
20万人以上	6	29.2万円	4	1	0	1	0
10万～20万人	9	27.9万円	7	1	1	0	0
5万～10万人	12	31.9万円	4	4	3	1	0
3万～5万人	8	31.2万円	4	2	2	0	0
2万～3万人	8	32.2万円	2	5	1	0	0
1万～2万人	19	37.8万円	1	5	7	5	1
1万人未満	18	47.6万円	0	0	0	7	11

人口 住民基本台帳人口(平成12年7月31日現在)

自立的な地域経営の観点から、県内市町村の歳入に占める自主財源比率をみると、人口10万人以上の全ての市において、自主財源比率が60%以上となっている。一方、人口5万人未満の市町村では、自主財源比率が50%を下回る市町村の割合が半数を超えている。



図表 3-7 人口段階別自主財源比率の状況(平成11年度決算。県内市町村)

人口 住民基本台帳人口(平成12年7月31日現在)

自主財源比率 市町村が自主的に歳入として調達できる財源(地方税、使用料、手数料等)の歳入総額に占める割合

また、人口段階別に専門職員の任用状況をみると、人口規模の小さな市町村ほど、保健婦(士)・助産婦、建築技師などの専門性の高い職員を確保することが難しいと考えることができる。

図表 3-8 人口段階別専門職員の任用状況(平成11年4月現在。県内市町村)

保健婦(士)・助産婦

人口規模	市町村数	平均	職員数別県内市町村数						
			任用なし	1～3名	4～6名	7～9名	10～19名	20～49名	50名以上
人口20万人以上	6	74.0人	0	0	0	0	0	2	4
10万～20万人	9	20.9人	0	0	0	0	5	4	0
5万～10万人	12	11.8人	0	0	0	5	7	0	0
3万～5万人	8	8.0人	0	0	2	4	2	0	0
2万～3万人	8	3.8人	0	2	6	0	0	0	0
1万～2万人	19	3.2人	0	13	6	0	0	0	0
1万人未満	18	2.5人	0	18	0	0	0	0	0

建築技師

人口規模	市町村数	平均	職員数別県内市町村数						
			任用なし	1～3名	4～6名	7～9名	10～19名	20～49名	50名以上
人口20万人以上	6	69.5人	0	0	0	0	1	1	4
10万～20万人	9	17.1人	1	0	0	0	4	4	0

5万～10万人	12	8.3人	0	2	5	1	4	0	0
3万～5万人	8	2.4人	2	3	3	0	0	0	0
2万～3万人	8	0.6人	5	3	0	0	0	0	0
1万～2万人	19	0.1人	17	2	0	0	0	0	0
1万人未満	18	0.1人	16	2	0	0	0	0	0

人口 住民基本台帳人口(平成12年7月31日現在)

3. 広域行政と市町村合併

本県においては、一部事務組合を中心とする広域行政が展開されている。

一部事務組合は、64組合(平成12年11月末現在)が設置されており、人口規模が小さい市町村については、加入組合数が多い傾向が見られる。

その共同処理する事務としては、消防、ごみ・し尿処理、水道、火葬場など、住民生活に極めて密接な事務事業が扱われている。

平成7年6月から施行されている広域連合制度については、権限委譲の直接の受け皿となることができ、広域的な行政ニーズに柔軟な対応をとることも可能な制度となっているが、県内では設置されていない。

図表 3-9 人口段階別一部事務組合加入状況(平成12年1月末現在。県内市町村)

人口段階	状況 市町村数	平均 加入数	加入組合数別県内市町村数			
			3組合以下	4～5組合	6～7組合	8組合以上
人口20万人以上	6	2.2	6	0	0	0
10万～20万人	9	4.4	2	6	0	1
5万～10万人	12	6.0	0	4	6	2
3万～5万人	8	5.9	1	2	3	2
2万～3万人	8	6.9	0	2	3	3
1万～2万人	19	6.9	0	5	5	9
1万人未満	18	6.2	0	6	10	2

人口 住民基本台帳人口(平成12年7月31日現在)

千葉県競輪組合(平成12年3月31日解散)は除く

一部事務組合等の広域行政は、事務の効率的・能率的な処理を可能とし、一定の成果をあげてきている。

しかし、事務の共同処理にとどまるため、圏域の総合的な振興にはつながりにくく、共同処理する事務ごとに一部事務組合を設置している面もあり、必ずしも効率的とは言えない側面もある。

また、責任の所在が不明確な点、意思決定の迅速性を欠く点、住民のチェックが直接働きにくい点、さらには市町村の行財政基盤の強化には直接結びつかないなど、限界のある制度であると言える。

一方、市町村合併は、行財政基盤を総合的に強化することができ、また、効率的で迅速な取組が可能となる。

なお、広域行政の実績を積み重ねることにより、市町村相互の信頼感や地域の一体感が一層醸成され、これが市町村合併の気運の高まりへつながっていくことも期待される。

4. 市町村合併の必要性

住民に最も身近な行政主体である市町村は、地方分権社会が進展する中、住民の日常生活圏の拡大や広域的な行政課題に対応するとともに、住民ニーズの高度化・多様化等に対応した質の高い行政サービスの提供が求められている。

また、今後、少子・高齢化の進展に伴う財政需要の増加や地方債の返済等が市町村の大きな負担となるとともに、地方交付税制度をはじめ地方行財政の枠組みが大きく変化していく可能性もあり、市町村財政はより一層厳しくなるものと見込まれる。

このような中、市町村は、住民の期待に応え、行政サービスを維持向上させることが求められており、そのためには、行財政基盤を強化することが必要となっている。

市町村行政の現状や将来の見通しを踏まえると、広域的な視点に立った「地域づくり」や「まちづくり」、「住民サービスの維持向上」、さらには「市町村の行財政運営の効率化と基盤の強化」といった観点から、市町村合併は一つの有効な手段であり、市町村及び住民が自主的に論議を進めることが望まれる。

第4 市町村合併の効果及び懸念される事項への対処

1. 市町村合併の効果

市町村の合併の主な効果として、次のようなものが挙げられる。

(1) 住民の利便性の向上

利用が制限されていた他の市町村の公共施設(図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等)が利用しやすくなる。

利用可能な窓口の増加により、印鑑証明の発行などの窓口サービスが、勤務地や買物先の近くなど、多くの場所で利用可能になる。

生活の実態にあった小中学校区の設定が可能になる。

(2) 行政サービスの高度化・多様化 行政体制・能力の充実強化

一般に、市町村の規模が大きくなると、女性政策や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができるようになり、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

規模の小さい市町村では、従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職員(社会福祉士、保健婦及び保健士、理学療法士、土木技師、建築技師等)の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

職員の競争が促され、多くの職員から有能な役職員の登用が可能となり、職員がレベルアップし、行政レベルも向上する。

市制施行や中核市、特例市の指定を受けることにより、行政権限が拡大し、より総合的な行政を展開できる。

一般的に、合併の際、福祉サービスなどのサービス水準は高い水準に、負担は低い水準に調整されることが期待できる。

(3) 広域的観点に立ったまちづくりと施策の展開

広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を生かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

公共的団体の統合や新設が図られ、広域的な事業や新たな事業等の展開が可能になる。

地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とする事業などに重点的な投資が可能となる。

より大きな市町村の誕生が、地域の存在感の向上や地域のイメージアップにつながる。

(4) 行財政の効率化

総務、企画などの管理部門の効率化を図ることにより、サービスや事業を直接担当する部門などに職員を手厚く配置するなど、職員数を全体的に少なくしながら、行政サービスの向上を図ることができる。

三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分経費も節減される。

スポーツ施設、文化施設などの公共施設が、広域的観点から効率的に配置され、狭い地域での類似施設の重複がなくなる。

2. 市町村合併に対する懸念への対処

市町村合併に対する一般的な懸念と対処例として、以下のようなことが挙げられる。

なお、個別具体的な懸念される事項への対処は、自主的・主体的な市町村合併の検討の過程において、地域で十分議論を行うことが求められる。

(1)行政サービスや利便性についての懸念

住民の意見が行政に反映されにくくなったり、市町村役場、公共施設が遠くなり不便になるなど、きめ細かな行政サービスが受けられなくなるのではないかと懸念する。

【対処例】

旧市町村の区域を単位とした「地域審議会」を活用したり、住民参加による新しいシステムの構築を検討するなど、行政運営に地域の声を反映させる。

旧市町村単位に支所や地域センターなどの行政サービス拠点を設置することにより、住民サービスの維持向上を図る。

市町村役場と支所間、あるいは各世帯にまで広がる情報通信ネットワークの整備等を推進することにより、行政サービスの維持向上を図る。

(2)地域格差の発生・地域の個性の希薄化等についての懸念

合併後の新市町村の中心部と周辺部で地域間の格差が生じたり、これまでのまちづくりの方針や蓄積が失われてしまうのではないかと懸念する。

また、歴史・文化・伝統といった地域の個性が薄れるのではないかと懸念する。

【対処例】

新市町村の将来ビジョンを描く市町村建設計画を、住民意見を十分に反映しながら策定し、新市町村の均衡ある発展と地域の特性を生かしたまちづくりを進める。

旧市町村の区域を単位とした「地域審議会」を活用し、当該地域の振興、行政サービスの維持向上に努める。

新市町村のまちづくりのための建設事業や一体感の醸成等のための基金造成に対する国の財政措置(合併特例債)を活用する。

地域の連帯感を醸成してきたお祭や行事を継続して実施するとともに、愛着のある施設の保存活用、地名の存続、郷土文化の伝承等について地域住民の意向を十分反映することにより、これまで培ってきた連帯感、個性、特長を維持する。

(3)その他

市町村間で行財政の状況や住民負担に格差があり、その調整が難しいのではないかと懸念する。

また、人口規模の拡大は、行財政効率の向上に効果があるものの、面積の広域化等により行財政効率は低下するのではないかと懸念する。

【対処例】

住民間の公平を保ちながら、住民の不利益にならないことを基本とし、財政状況にも配慮しつつ、適正な行政サービスの水準を確保するよう検討する。

合併関係市町村間における公債費の負担格差是正等のため、各種財政措置を活用する。

道路交通網の整備やIT(情報技術)関連施策の充実により、行政サービスの水準を保ちつつ、面積の広域化等に対応する。

第5 市町村の結びつき

1. 基本的考え方

(1)「結びつきパターン」の位置づけ

市町村合併は、住民の日常生活や地域の将来に多大な影響を及ぼす問題であることから、市町村やその住民が地域の将来像を描きながら、自主的かつ主体的に検討することが望まれる。

一方で、市町村や住民が市町村合併に自主的・主体的に取り組み、具体的な検討が進むよう、県として気運の醸成に努めることが重要と考えられる。このため、本要綱において、市町村や住民が市町村合併について検討や論議する際の参考や目安になる市町村の組合せを「結びつきパターン」として例示する。

なお、市町村の結びつきは、市町村相互のつながり状況及び地域における市町村合併の気運や論議の熟度などに応じて変化していくことも想定されることから、その他の組合せについて検討されることも考えられる。また、一部の市町村による部分的・段階的な合併を経て、

「結びつきパターン」の形に至ることも想定される。

(2)とりまとめの基準

「結びつきパターン」のとりまとめに当たっては、以下の基準をもとに総合的に考察してとりまとめた。

基準 1 県民の日常生活や広域的な行政による地域のつながり

通勤や買物等の県民の日常生活でのつながりや、広域市町村圏、一部事務組合等の行政的なつながりなど、客観的な地域のつながりを重視する。

基準 2 市町村の歴史的・地理的な結びつき及び地域の意向

市町村の歴史的・地理的な結びつきは、地域社会と深くかかわりがあるので、これを重視するとともに、自主的な市町村合併を促進する点から、市町村・地域の意向や合併気運等に配慮する。

基準 3 行政の効率化や権能等の観点から見た市町村の規模

行財政の効率性の観点から見た場合、概ね人口 10 万人以上の市町村規模が効率的であるとされている。

市町村合併は、行財政基盤の強化や効率化を進めることにより行政サービスの向上等を図ることが目的であり、これらの目的が達せられるよう規模について配慮する。

また、市町村の行政権能の向上を通じてより高い水準の行政サービスの提供を図る観点から、()特例市)への移行が可能となる規模にも配慮する。

なお、検討の結果、東京との関わりが強く、人口規模の大きい千葉・東葛飾地域の都市については、現時点において、一定程度行財政基盤が充実していることから、市町村の「結びつきパターン」は原則として例示しないこととした。

これらの都市については、今後一層のステップアップを目指した自主的な取組が期待される。

基準 4 その他(共通の地域政策課題への対応など)

21 世紀に向けて、千葉ニュータウンや成田空港を生かした地域づくりなど、共通する地域政策課題への対応や、より広い地域での一体的なまちづくりが可能となるよう配慮する。

中核市...人口 30 万人以上、面積 100 平方キロメートル以上で、政令指定都市に準じ福祉、衛生、まちづくり等の分野の事務を処理できる都市。なお、地方制度調査会(首相の諮問機関)においては、人口 50 万人以上の市の面積要件の緩和を、平成 12 年 10 月に答申している。

特例市...人口 20 万人以上で、中核市に権限委譲されている事務のうち、開発行為の許可等 20 項目の事務を処理できる都市。

2.市町村の「結びつきパターン」

市町村の「結びつきパターン」一覧

「結びつきパターン」は、市町村や住民が市町村合併について検討や論議する際の参考や目安になるものとして例示する。

地域	番号	関係市町村名	関係市町村数	人口(人)	面積(km ²)	備考
千葉・東葛飾地域		東京との関わりが強く、人口規模の大きい千葉・東葛飾地域の都市については、現時点において、一定程度行財政基盤が充実していることから、市町村の「結びつきパターン」は原則として例示しないこととした。これらの都市については、今後一層のステップアップを目指した自主的な取組が期待される。				
	1	千葉市・四街道市	2	953,957	306.78	政令市
	2	野田市・関宿町	2	152,221	103.54	
	3	柏市・沼南町	2	370,920	114.90	中核市移行型

印旛地域	4	印西市・印旛村・白井町・本埜村・栄町	5	157,003	191.67	
	5	佐倉市・四街道市・八街市・酒々井町	4	351,810	232.18	中核市移行型
	6	佐倉市・酒々井町・印旛村	3	205,031	169.18	特例市移行型
	7	成田市・八街市・酒々井町・富里町	4	238,420	279.07	特例市移行型
	8	成田市・富里町・栄町・下総町・神崎町・大栄町・多古町・芝山町	8	225,039	436.21	特例市移行型
	再掲(1)	四街道市・千葉市	2	953,957	306.78	政令市
香取地域	9	佐原市・下総町・神崎町・大栄町・小見川町・山田町・栗源町・多古町・東庄町	9	156,543	483.57	広域圏一体型
	10	佐原市・下総町・神崎町・大栄町・栗源町・多古町	6	100,968	324.03	
	11	小見川町・山田町・東庄町	3	55,575	159.54	市制施行型
	12	佐原市・神崎町・栗源町	3	61,733	168.78	
	13	東庄町・銚子市	2	97,550	129.85	
	再掲(8)	下総町・神崎町・大栄町・多古町・成田市・富里町・栄町・芝山町	8	225,039	436.21	特例市移行型
東総地域	14	銚子市・八日市場市・旭市・海上町・飯岡町・光町・野栄町・干潟町	8	206,964	348.64	広域圏一体型 特例市移行型
	15	旭市・海上町・飯岡町・干潟町	4	71,326	129.86	
	16	八日市場市・光町・野栄町	3	55,593	135.09	
	再掲(13)	銚子市・東庄町	2	97,550	129.85	
山武地域	17	東金市・大網白里町・九十九里町・成東町・山武町・蓮沼村・松尾町・横芝町・芝山町	9	213,548	394.57	広域圏一体型 特例市移行型
	18	東金市・大網白里町・九十九里町・成東町	4	152,956	218.14	
	19	成東町・山武町・蓮沼村・松尾町・横芝町・芝山町	6	85,725	223.45	市制施行型
	再掲(8)	芝山町・成田市・富里町・栄町・下総町・神崎町・大栄町・多古町	8	225,039	436.21	特例市移行型
長生地域	20	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	7	163,579	326.98	広域圏一体型
夷隅地域	21	勝浦市・大多喜町・夷隅町・御宿町・大原町・岬町	6	88,787	406.46	広域圏一体型
安房地域	22	館山市・鴨川市・富浦町・富山町・鋸南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町・天津小湊町	11	150,376	576.84	広域圏一体型
	23	館山市・富浦町・富山町・鋸南町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町	9	111,791	385.58	
	24	鴨川市・和田町・天津小湊町	3	44,492	223.71	
君津地域	25	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	4	330,176	757.55	中核市移行型 広域圏一体型

- (注)1 「結びつきパターン」については、優先順位はなく並列的なものである。
2 下線付きの市町村については、広域市町村圏(概ね郡境)を越えた市町村を示す。
3 広域市町村圏を越えた組合せについては、それぞれの地域ごとに再掲している。
4 人口 住民基本台帳人口(平成12年7月31日現在)
面積 国土地理院調(平成11年10月1日現在)

個別の結びつきパターン

人口 住民基本台帳人口(平成12年7月31日現在)
面積 国土地理院調(平成11年10月1日現在)
地図の縮尺は、各組合せごとに異なる。(各地図は、編集の都合により省略)

千葉・東葛飾地域

千葉地域〔千葉市、習志野市、市原市、八千代市 4市〕

千葉地域は、東京湾を臨む県中央部に位置し、政令市である千葉市、県下で面積の一番大きな市原市など、都市規模が大きな都市から成り、人口約 147 万人を擁する地域である。

東京との関わりが強く、人口規模の大きい千葉・東葛飾地域の都市については、現時点において、一定程度行財政基盤が充実していることから、隣接する印旛地域の四街道市と千葉市の組合せを除いてパターンは例示しないこととする。

1	千葉市・四街道市	市町村数	2
		人口	953,957 人
		面積	306.78 km ²
		期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一体的整備、都市機能の充実 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

東葛飾地域〔市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、関宿町、沼南町 11 市町〕

東葛飾地域は、県北西部に位置し、住民の日常生活では東京都とのつながりが強い地域であり、人口規模の大きい都市が多い。

地域的には総武線沿線を中心とした京葉地区と常磐線沿線を中心とした東葛地区に分かれ、地域全体で人口約 248 万人を擁している。

東京との関わりが強く、人口規模の大きい千葉・東葛飾地域の都市については、現時点において、一定程度行財政基盤が充実していることから、地域内の 2 町に関連する組合せを除いてパターンは例示しないこととする。

2	野田市・関宿町	市町村数	2
		人口	152,221 人
		面積	103.54 km ²
		期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
3	柏市・沼南町	市町村数	2
		人口	370,920 人
		面積	114.90 km ²
		期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行による権限拡充とイメージアップ ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

印旛地域〔成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町 11 市町村〕

印旛地域は、下総台地の中央部に位置し、千葉市、東京等の住宅都市として人口増加が進む人口約 65 万人の地域である。

住民の日常生活や広域行政でのつながりについては、西部の千葉ニュータウンの区域を中心とする圏域、東部の成田市、成田空港を中心とする圏域、南部の佐倉市、四街道市、八街市を中心とする圏域の 3 つの地域においてそれぞれ結びつきが強い。

成田市、成田空港を中心とする圏域は、香取地域西部、山武地域北部の町村と住民の日常生活のつながりも強い。

4	印西市・印旛村・白井町・本埜村・栄町	市町村数	5
		人口	157,003 人
		面積	191.67 km ²
		期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉ニュータウンの整備など共通の地域課題への取組 ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
5	佐倉市・四街道市・八街市・酒々井町	市町村数	4
		人口	351,810 人
		面積	232.18 km ²
		期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行による権限拡充とイメージアップ ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

6	佐倉市・酒々井町・印旛村	市町村数	3
		人口	205,031 人
		面積	169.18 km ²
		期待される効果	・特例市移行による権限拡充とイメージアップ ・学術研究機関等を生かしたまちづくりの展開 ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
7	成田市・八街市・酒々井町・富里町	市町村数	4
		人口	238,420 人
		面積	317.11 km ²
		期待される効果	・特例市移行による権限拡充とイメージアップ ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

8	成田市・富里町・栄町・下総町・神崎町・大栄町・多古町・芝山町	市町村数	8
		人口	225,039 人
		面積	436.21 km ²
		期待される効果	・特例市移行による権限拡充とイメージアップ ・成田空港を生かした一体的なまちづくりの展開 ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
再掲 (1)	四街道市・千葉市	市町村数	2
		人口	953,957 人
		面積	306.78 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備、都市機能の充実 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

香取地域〔佐原市、下総町、神崎町、大栄町、小見川町、山田町、栗源町、多古町、東庄町 9 市町〕

香取地域は、県の北部に位置し、利根川をはさみ茨城県との交流もある、人口約 16 万人の地域である。

住民の日常生活や広域行政でのつながりについては、小見川町・山田町・東庄町の東部地域、佐原市を中心とした中西部地域のそれぞれにおいて結びつきが強く、中西部地域の一部は成田空港圏の影響を大きく受けている。

9	佐原市・下総町・神崎町・大栄町・小見川町・山田町・栗源町・多古町・東庄町	市町村数	9
		人口	156,543 人
		面積	483.57 km ²
		期待される効果	・広域圏の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
10	佐原市・下総町・神崎町・大栄町・栗源町・多古町	市町村数	6
		人口	100,968 人
		面積	324.03 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

11	小見川町・山田町・東庄町	市町村数	3
		人口	55,575 人
		面積	159.54 km ²
		期待される効果	・市制施行による権限拡充とイメージアップ ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
12	佐原市・神崎町・栗源町	市町村数	3
		人口	61,733 人
		面積	168.78 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

13	東庄町・銚子市	市町村数	2
		人口	97,550 人
		面積	129.85km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
再掲 (8)	下総町・神崎町・大栄町・多古町・成田市・富里町・栄町・芝山町	市町村数	8
		人口	225,039 人
		面積	436.21 km ²
		期待される効果	・特例市移行による権限拡充とイメージアップ ・成田空港を生かした一体的なまちづくりの展開 ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

東総地域〔銚子市、八日市場市、旭市、海上町、飯岡町、光町、野栄町、干潟町 8 市町〕

東総地域は、太平洋と利根川を臨む県北東部に位置し、海匝支庁管内 7 市町と香取郡干潟町から成り、人口約 21 万人の地域である。

住民の日常生活や広域行政でのつながりについては、旭市を中心とした海上郡市と干潟町、八日市場市を中心とした匝瑳郡市の地域において特に結びつきが強く、銚子市を含めた地域全体においてもつながりの強い地域である。

14	銚子市・八日市場市・旭市・海上町・飯岡町・光町・野栄町・干潟町	市町村数	8
		人口	206,964 人
		面積	348.64 km ²
		期待される効果	・広域圏の一体的整備・振興 ・特例市移行による権限拡充とイメージアップ ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
15	旭市・海上町・飯岡町・干潟町	市町村数	4
		人口	71,326 人
		面積	129.86 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

16	八日市場市・光町・野栄町	市町村数	3
		人口	55,593 人
		面積	135.09 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
再掲 (13)	銚子市・東庄町	市町村数	2
		人口	97,550 人
		面積	129.85km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

山武地域〔東金市、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町 9市町村〕

山武地域は、太平洋を臨む県中央部の東側に位置し、一部地域では、千葉市、東京等の住宅都市として人口増加が進み、全体では人口約 21 万人の地域である。

住民の日常生活や広域行政でのつながりについては、松尾町・横芝町等の北部地域と東金市を中心とした南部地域において結びつきが強く、地域全体としてもつながりが強い地域である。

また、北部地域の一部は成田空港圏の影響を大きく受けている。

17	東金市・大網白里町・九十九里町・成東町・山武町・蓮沼村・松尾町・横芝町・芝山町	市町村数	9
		人口	213,548 人
		面積	394.57 km ²
		期待される効果	・広域圏の一体的整備・振興 ・特例市移行による権限拡充とイメージアップ ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
18	東金市・大網白里町・九十九里町・成東町	市町村数	4
		人口	152,956 人
		面積	218.14 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
19	成東町・山武町・蓮沼村・松尾町・横芝町・芝山町	市町村数	6
		人口	85,725 人
		面積	223.45 km ²
		期待される効果	・市制施行による権限拡充とイメージアップ ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
再掲 (8)	芝山町・成田市・富里町・栄町・下総町・神崎町・大栄町・多古町	市町村数	8
		人口	225,039 人
		面積	436.21 km ²
		期待される効果	・特例市移行による権限拡充とイメージアップ ・成田空港を生かした一体的なまちづくりの展開 ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

長生地域〔茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町 7市町村〕

長生地域は、太平洋を臨む県中央部の東側に位置し、人口約 16 万人の地域である。

茂原市は外房地域の拠点都市として生活圏、経済圏の中心性を有しており、長生地域は住民の日常生活、広域行政ともに結びつきが特に強い地域である。

20	茂原市・一宮町・ 睦沢町・長生村・ 白子町・長柄町・ 長南町	市町村数	7
		人口	163,579 人
		面積	326.98 km ²
		期待される効果	・広域圏の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

夷隅地域〔勝浦市、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町、岬町 6市町〕

夷隅地域は、太平洋を臨む房総半島東南部に位置し、人口約9万人の地域である。

本地域は日常生活圏の中で中心的な市町はないが、全体として住民の日常生活圏、広域行政のつながりがあり、一体性のある地域である。

21	勝浦市・大多喜町・夷隅町・御宿町・大原町・岬町	市町村数	6
		人口	88,787 人
		面積	406.46 km ²
		期待される効果	・広域圏の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

安房地域〔館山市、鴨川市、富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町、天津小湊町 11市町村〕

安房地域は、房総半島南部に位置し、東、南、西の三方を海に囲まれた、人口約15万人の地域である。

館山市を中心とした圏域と鴨川市を中心とした圏域で、住民の日常生活、広域行政でのつながりが強いが、地域全体としても一体性があり、歴史的にも安房の国として結びつきが強い地域である。

22	館山市・鴨川市・ 富浦町・富山町・ 鋸南町・三芳村・ 白浜町・千倉町・ 丸山町・和田町・ 天津小湊町	市町村数	11
		人口	150,376 人
		面積	576.84 km ²
		期待される効果	・広域圏の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化
23	館山市・富浦町・ 富山町・鋸南町・ 三芳村・白浜町・ 千倉町・丸山町・ 和田町	市町村数	9
		人口	111,791 人
		面積	385.58 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

24	鴨川市・和田町・ 天津小湊町	市町村数	3
		人口	44,492 人
		面積	223.71 km ²
		期待される効果	・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

君津地域〔木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市 4市〕

君津地域は、東京湾を臨む房総半島中央部に位置し、人口約33万人の地域である。

住民の日常生活や広域行政でのつながりが特に強く、一体的整備を行うことにより、東京湾アクアライン、かずさアカデミアパークを生かした地域整備の推進が一層期待されている地域である。

25	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	市町村数	4
		人口	330,176人
		面積	757.55 km ²
		期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行による権限拡充とイメージアップ ・東京湾アクアライン等を生かした一体的なまちづくりの展開 ・地域の一体的整備・振興 ・行財政基盤の強化、行政運営の効率化

第6 市町村合併に関する国、県の取組

1. 国の取組

国においては、合併特例法の期限(平成17年3月31日)内での市町村合併の促進を図るため、次のような支援策を講じている。

各市町村で市町村合併を検討するに当たっては、県の支援策と合わせ、国の施策等の積極的な活用が期待される。

(1) 合併への取組に対する支援制度

1 合併準備補助金

平成11年4月1日以降に設置された法定合併協議会が行う市町村建設計画の作成等並びに法定合併協議会の構成市町村が実施する合併の準備に要する経費について、1関係市町村につき5百万円を上限とする定額補助を1回に限り行う。

2 合併準備経費に対する特別交付税措置

法定または任意の合併協議会が設置された市町村の合併準備に要する経費について、5か年度間特別交付税措置を講じる。

(2) 合併後の新市町村を振興するための制度

1 普通交付税の算定の特例(合併算定替)

合併に伴い、普通交付税が急激に減少しないように合併後10か年度は合併しなかった場合の普通交付税額が全額保障される。

なお、その後の5か年度について激変緩和措置が講じられている。

2 合併特例債

新市町村が市町村建設計画に基づき合併後10か年度の間実施する公共施設の整備事業に要する経費及び合併後の市町村の一体感の醸成・旧市町村の区域の地域振興等のために設けられる基金の造成に要する経費については地方債を財源(充当率95%)とすることができる。

また、その地方債の元利償還金の一部について普通交付税措置を講じる。(普通交付税措置率70%)

3 合併市町村補助金

平成17年3月31日までに合併した市町村に対し、市町村建設計画に基づいて行う事業でかつ合併の推進という観点からモデル事業となるものを対象に市町村の人口規模に応じた合併関係市町村ごとの額の合算額を合併成立年度から3か年度を限度に補助する。

4 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置

合併直後に必要となる臨時的経費について5か年度にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入し、包括的な財政措置を行う。

5 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置

合併関係市町村において、起債制限比率の格差が合併の障害となると認められる場合は、全国平均起債制限比率と合併関係市町村に係る起債制限比率の差に相当する公債費のうち利子相当分について特別交付税措置を講じる。

6 過疎地域の特例

過疎地域の市町村を含む合併があった場合、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるように、新市町村の区域のうち旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして過疎債等の活用ができる。

(3) その他の特例制度

1 住民発議制度

有権者の 50 分の 1 以上の署名で市町村に対して合併協議会設置の直接請求を行うことができる。

また、全ての合併関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合は、各市町村長は、合併協議会設置の議案を議会に付議することを義務付けられる。

2 議会の議員の定数・在任に関する特例

合併の方式(新設・編入)ごとに新市町村の議会の議員の定数を一定期間増加するか(定数特例)、又は合併関係市町村の議員が新市町村の議会の議員として在任することができる。(在任特例)

3 議会の議員の退職年金に関する特例

合併がなかったならば、当該任期中に議員退職年金の受給資格を満たすことになる者に対して年金受給資格を付与する。

4 地域審議会

合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域を単位とし、必要な区域に一定期間、地域審議会を置くことができる。

地域審議会は新市町村の長の諮問に応じ又は必要に応じて意見を述べることができる。

5 市となるべき要件の特例

市と市、市と町村の合併の場合は、地方自治法上の市となるべき要件を満たしていなくても市となることができる。

また、合併に伴い、新たに市となるための人口要件を 4 万人以上とする。(原則は 5 万人)

なお、平成 16 年 3 月 31 日までに合併した場合に限り、市となる要件は人口 3 万人以上となる。

2. 県の取組

県は市町村合併に対する気運を醸成し、自主的・主体的な市町村合併を支援するため、次のような取組を積極的に進める。

(1) 住民等に対する市町村合併の気運の醸成

県内各地におけるシンポジウム等の開催及び市町村や住民に積極的な情報提供等を行うことにより、市町村合併の気運の醸成を図る。

(2) 庁内連絡体制の整備

市町村の合併に対する取組を支援するため、県庁内に各部局横断的な庁内組織を設置する。

(3) 合併具体化に向けての支援

市町村等からの要請に基づき、研究会、学習会及び合併協議会への参画などの支援を行う。
また、市町村等が実施する市町村の合併に関する調査研究事業、広報啓発事業等の経費の一部を助成し、地域の取組を支援する。

(4) 合併後の市町村に対する支援

合併後の市町村の行財政運営やまちづくりが円滑に進むように新市町村に対し次のような支援策を講じる。

また、新市町村の運営やまちづくりに有効な事務事業について、県への権限委譲の要望があった場合は、積極的な検討を行う。

1 新市町村に対する市町村振興資金貸付け等の財政支援

新市町村が市町村建設計画に基づき実施する事業等に対して市町村振興資金の貸付けの活用等を図る。

2 新市町村の実施する事業に対する補助金の優先採択

新市町村が市町村建設計画に基づき実施する事業等について補助金の採択に配慮する。

3 県事業の重点的な実施

市町村建設計画に位置付けられた県事業について部局間の連携を図り、重点的な実施に配慮する。

(5) 県の今後の取組方針

自主的・主体的な市町村の合併を支援するため、市町村合併に対する支援策について財政支援を含め、研究・検討していくものとする。

第7 市町村合併の推進に向けて

市町村合併については、市町村合併に対する国の財政支援措置等を定めた合併特例法の期限が平成17年3月31日に失効することを考慮すれば、将来的な課題ではなく、早急に論議されるべき課題であると考えられる。

市町村合併は、住民の日常生活や地域の将来に大きな影響を及ぼす問題である。住民自らが、地域の将来を見つめ直し、市町村の合併について検討や論議を積極的に進めていくことが期待される。

市町村にあっては、本要綱を参考にして、自らの地域の将来を見据え、自主的・主体的に市町村合併について検討するとともに、住民に対し、積極的な情報提供に努めることが望まれる。

本要綱については、今後の市町村合併に向けた動きや社会情勢等の変化に対応しながら、適宜、適切な見直しを加えていくものとする。